

# 尾鷲市地域公共交通計画策定支援業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

この要領は、尾鷲市地域公共交通活性化協議会が「尾鷲市地域公共交通計画」策定のため、公募型プロポーザル方式で実施する尾鷲市地域公共交通計画策定支援業務の受託事業者の選定を一定の基準で行うために必要な事項について定めるものである。

## 2 業務概要

- (1) 業務名称  
尾鷲市地域公共交通計画策定支援業務
- (2) 実施主体  
尾鷲市地域公共交通活性化協議会
- (3) 業務内容  
別紙「尾鷲市地域公共交通計画策定支援業務委託仕様書」参照  
※この仕様書は、本協議会が想定する最低限の業務内容を示すものである。  
※この仕様書は、事業者の提案内容を制限するものではない。
- (4) 業務委託の期間  
契約締結の日から令和9年3月19日（金）までとする。
- (5) 提案上限額  
10,017,700円（税込）
- (6) 選定方式  
企画提案書等による公募型プロポーザル方式とする。
- (7) 契約方法  
選定の上で、随意契約とする。

## 3 担当部署

尾鷲市地域公共交通活性化協議会事務局（尾鷲市市長公室企画調整係）  
〒519-3696 三重県尾鷲市中央町10番43号  
TEL：0597-23-8134  
FAX：0597-22-2111  
e-mail：sechousei@city.owase.lg.jp

## 4 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 令和8年6月25日（木）時点で、尾鷲市物品・物件等入札参加資格者名簿に登録されており、かつ、取扱商品メーカー等調書に「37-13 計画・策定・ISO」の記載のある者。
- (2) 尾鷲市入札参加停止基準による入札参加停止措置を受けていないこと。

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続を開始する申立て及び民事再生法（平成11年法律第225条）の規定に基づく再生手続を開始する申立てをしていない者又は申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者ではないこと。
- (6) これまでに本業務と同種又は類似業務の実績を有していること。

## 5 参加意思表示について

本業務へ企画提案する意向のある場合に、様式1により参加意思表示を行うものとする。

- (1) 提出期限  
令和8年6月9日（火）17時00分（必着）まで。
- (2) 提出部数  
1部
- (3) 提出方法  
持参又は郵送とする。（郵送の場合は簡易書留とすること。）
- (4) 提出先  
「3 担当部署」と同じ

## 6 参加辞退について

参加表明を提出した後に、何らかの理由により企画提案を辞退する場合には、様式2により辞退申請を行うものとする。

- (1) 提出期限  
令和8年6月23日（火）17時00分（必着）まで。
- (2) 提出部数  
1部
- (3) 提出方法  
持参又は郵送とする。（郵送の場合は簡易書留とすること。）
- (4) 提出先  
「3 担当部署」と同じ

## 7 質問の受け付け及び回答について

本実施要領及び尾鷲市地域公共交通計画策定支援業務委託仕様書の内容について不明な点がある場合、下記の期間に様式3により、本実施要領の「4 参加資格」に当てはまる事業者のみが質問書を提出することができる。

なお、回答に関しては参加表明を行った事業者に対して、電子メールで回答する。

- (1) 提出期間  
令和8年6月2日（火）から令和8年6月10日（水）17時00分（必着）まで

- (2) 回答予定日  
令和8年6月11日(木)
- (3) 提出部数  
1部
- (4) 提出方法  
電子メールとする。なお、メール送信後、電話にて受信確認を行うこと。
- (5) 提出先  
「3 担当部署」と同じ

## 8 企画提案書の作成要領

- (1) 企画提案書は、原則としてA4版(A3版の折り込みも可)、1社につき1案とし、PRしたいポイントや記載内容の理由、背景など提案趣旨を明確に示すこと(資料が過大なものとならないよう留意すること。)
- (2) 尾鷲市地域公共交通計画策定支援業務委託仕様書の趣旨を十分に踏まえること。
- (3) 企画提案書に記載する内容は、概ね次のとおりとする。
  - ア 会社概要(会社名、所在地、技術者数など)
  - イ 本業務と同種又は類似業務の事業実績(過去5年程度)
  - ウ 本業務に係る実施体制及び配置予定者の資格や実務経験年数、同種業務への従事実績
  - エ 本業務に対する企画提案
  - オ 作業フロー及び工程表

## 9 企画提案書等の提出期限等

- (1) 提出期限  
令和8年6月25日(木) 17時00分(必着)まで
- (2) 提出書類
  - ア 企画提案書(「8 企画提案書の作成要領」に沿ったもの)
  - イ 価格見積書(A4版、任意様式で作成すること。宛名は「尾鷲市地域公共交通活性化協議会会長」とし、提出日、事業名、社名、代表者名を記載し、社印及び代表者印を押印すること。また、積算根拠を示した内訳書を添付すること。内訳書の内容については、調査分析業務に要する費用と計画書の作成に要する費用の区分がわかるよう記載すること。)
- (3) 提出部数
  - ア 企画提案書: 8部(正本1部、副本7部)
  - イ 価格見積書: 1部
- (4) 提出方法  
持参又は郵送とする。(郵送の場合は簡易書留とすること。)
- (5) 提出先  
「3 担当部署」と同じ

## 10 審査について

事業者の選定は、尾鷲市地域公共交通計画策定支援業務事業者選定委員会により、各委員が各企画提案についてそれぞれ審査を行う。

### (1) 提案審査（プレゼンテーション）

#### ア 実施日

令和8年7月2日（木）（予定）※時間、場所等詳細については別途通知

#### イ 実施内容

企画提案説明（プレゼンテーション） 20分

質疑応答（ヒアリング） 15分

#### ウ その他

プレゼンテーションを行う者は、本業務に直接携わる予定の担当責任者を含むものとする。

#### エ 選考結果の通知

選考の結果については、別途文書で通知する。なお、選考結果に対する異議申し立て及び質問などは受け付けない。

### (2) 審査項目

	審査項目	全体に占める割合	評価基準
1	業務経歴	5 / 100	別表参照
2	業務実施体制	10 / 100	別表参照
3	企画提案に対する評価	70 / 100	別表参照
4	見積金額	15 / 100	委託金額上限を基準に算出

### (3) 契約予定者の選定

審査の結果、総合点数の最も高い企画提案書を提出した事業者を契約予定者として選定する。ただし、該当最高得点事業者が複数ある場合は、選定委員会で協議の上、委員長が選定する。

なお、当該契約予定者が辞退した場合は、次に総合点数の高い企画提案書を提出した事業者を契約予定者として選定する。

### (4) 企画提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は、企画提案者を失格とする。

ア 提出期限を過ぎて参加表明及び企画提案書が提出された場合。

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合。

ウ 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合。

エ プロポーザルの手続きの過程で、尾鷲市暴力団排除条例に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合。

オ 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為など選考委員会が失格であると認めた場合。

カ 見積金額を除く選定委員各員の評価の得点が、85点満点の7割（60点）に満たない場合。

## 1 1 その他

- (1) 本業務提案に要する費用については、応募者の負担とする。
- (2) 応募者から提出された書類は返却しない。

### 尾鷲市地域公共交通計画策定支援業務に係る 企画提案プロポーザル実施業務スケジュール

日 程	項 目
令和8年6月 2日 (火)	実施要領等の市ホームページ掲載
令和8年6月 9日 (火)	参加意思表示の提出期限
令和8年6月10日 (水)	質問の提出期限
令和8年6月11日 (木)	質問回答
令和8年6月23日 (火)	参加辞退書の提出期限
令和8年6月25日 (木)	企画提案書等の提出期限
令和8年7月 2日 (木) 予定	提案審査 (プレゼンテーション)
令和8年7月 6日 (月) 予定	選定結果の通知及び公表